

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (宇和島消防署津島分署改築設計業務)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (宇和島消防署津島分署)

(2) 施設の場所 (宇和島市津島町高田)

(3) 施設の用途 (消防庁舎)

※屋外施設(訓練塔、駐輪場)を含む

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については全て適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (約 1,294 m²)

b. 用途地域及び地区の指定 (都市計画区域内 指定のない地域)

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 (庁舎：概ね 650 m²、訓練塔：概ね 100 m²)

b. 主要構造 (庁舎：RC造または鉄骨造 訓練塔：RC造または鉄骨造)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計126号、国営整第198号、国営設135号)による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

① 構造体 I類

② 建築非構造部材 A類

③ 建築設備 甲類

※ただし、訓練塔については協議の上、上記以外とすることができる。

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 (530,000千円以内(税抜き))

b. 予定建設時期 (令和9年3月～令和10年3月)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

○設計概要書（宇和島消防署津島分署）

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共有仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改訂 令和3年3月25日公営整第210号））による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等含む）

b. 実施設計に関する標準業務

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等含む）

(2) 追加業務の内容及び範囲

・ 積算業務

○建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

○電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

○機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

・ 透視図の作成（外観及び鳥瞰）

〔種類：カラー 判の大きさ：A3 枚数：3枚以上 額の有無：有 材質：アルミ〕

- ・ 計画通知又は確認申請に関する手続き業務
- ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・ 一定規模以上の土地の形質変更届出
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の作成
- ・ 設計に必要な調査・測定

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 作成した成果物が設計概要書及び本特記仕様書の内容に対応していることを確認のうえ、成果物を監督職員に提出する。
- e. 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化や工事日数短縮）に配慮する。
- f. 監督職員の承諾を受けた成果物の提出及び確認検査済証の交付をもって納品完了とする。

(2) 適用基準等

本業務に関連のある基準等については、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事積算チェックマニュアル

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料

- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- c. 建築積算
 - ・ 公共建築数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- d. 設備
 - ・ 建築設備計画基準
 - ・ 建築設備設計基準
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
 - ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
 - ・ 建築設備設計・施工上の運用指針
- e. 設備積算
 - ・ 公共建築設備数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

(3) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

- ・ 要

受注者は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

登録技術者は、契約書の規定により通知のあった者（管理技術者及び照査技術者）を基

本とする。

主任担当技術者の登録を行う場合には、当該技術者の配置が決まり次第「主任担当技術者について（届出）」を「主任担当技術者経歴書」を添えて監督職員に提出の上、承認を得ること。

（４）業務計画書・報告書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 10 年以内に契約履行が完了した消防庁舎の業務実績又は過去 10 年以内に契約履行が完了した国・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の内容
- b. 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 10 年以内に契約履行が完了した消防庁舎の業務実績又は過去 10 年以内に契約履行が完了した国・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の内容
- c. 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 10 年以内に契約履行が完了した消防庁舎の業務実績又は過去 10 年以内に契約履行が完了した国・地方公共団体発注の業務実績（担当技術者を配置する場合）
- d. 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、建築士事務所登録番号、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
- e. 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、過去 10 年以内に契約履行が完了した当該分野における業務実績、手持業務の状況（総合、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
注）「過去 10 年以内に契約履行が完了した消防庁舎の業務実績又は過去 10 年以内に契約履行が完了した国・地方公共団体発注の業務実績」とは、次の①及び②のいずれにも該当する実績をいう。

なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ① 過去 10 年以内に契約履行が完了した施設的设计業務実績
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野について業務実績を有することとして扱うことができる。）
- f. 業務体系図
 - g. 業務工程表
 - h. 打合せ議事録

（５）監督職員の権限内容

監督職員は、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務との調整、業務の進捗状況の確認、本特記仕様書及び設計概要書の記載内容との照合その他契約の履行状況の調査を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は解除の必要があると認める場合における契約担当官等に対する報告等を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。

(6) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

a. 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人の所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すもの
- ・ 2. (4). e. 注) に示す業務実績を有すること
- ・ 管理技術者は総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

b. 主任担当技術者

主任担当技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械、コスト管理分野の分野ごとに 1 名配置するものとする。

主たる分野（総合）の主任担当技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

- ・ 電気と機械

① 総合

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有するもの
- ・ 5 年以上の実務経験を有すること

② 構造

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有するもの
- ・ 5 年以上の実務経験を有すること

③ 電気及び機械

- ・ 電気分野および機械分野の主任担当技術者のうち 1 名は、建築士法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日建設省令第三十八号）第 17 条の 18 に規定する設備設計一級建築士の資格を有するもの
- ・ 5 年以上の実務実績を有すること

④ コスト管理

- ・ 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有す

るもの

- ・ 5年以上の実務経験を有すること

(7) 貸与品等

a. 貸与品

- ・ 津島分署改築事業公共嘱託登記委託業務成果品 一式
- ・ 津島分署改築事業地質調査業務成果品 一式

b. 貸与場所 (宇和島地区広域事務組合消防本部) 貸与時期 (指定なし)

c. 返却場所 (宇和島地区広域事務組合消防本部) 返却時期 (業務完了時)

(8) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

a. 業務着手時

b. 監督職員及び管理技術者が必要と認めた時

c. その他

(9) 成果物等の情報の適正な管理

a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

① 発注者の承諾なく、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

② 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ 2 (7)により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

c. 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。

d. 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

a. 各成果品提出時期

- ・基本設計図書 (業務着手後 90 日以内)
- ・実施計画図面 (履行期限の 120 日前まで)
- ・積算資料 (履行期限の 60 日前まで)
- ・建築確認申請図書 (履行期限の 60 日前まで)

b. 成果物の提出先 (宇和島地区広域事務組合消防本部)

c. 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、宇和島地区広域事務組合が行う事務並びに宇和島地区広域事務組合が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(11) 照査

a. 照査技術者の適用 (有) ・ 無)

本業務における照査は受託者との間に資本関係及び人的関係のない第三者の照査技術者によるものとして照査技術者を定め、発注者に通知すること。なお、第三者照査を行うものが、構造及び設備等の照査を別の建築士事務所に再委託できるものとする。

b. 照査技術者及び配置する技術者 (以下、照査技術者等) の資格要件 照査技術者等の資格要件は次による。

① 照査技術者

- ・ 2. (6) 管理技術者と同等の資格及び実績を有するもの
- ・ 本業務の各担当技術者でないもの

② その他、配置する技術者の資格要件は次による。

- ・ 5年以上の実務経験を有するもの
- ・ 本業務の各担当技術者でないもの

c. 照査業務一般事項

- ① 照査技術者には、別添「照査業務事項」に定める照査を行わせるものとする。
- ② 照査技術者には、業務の着手に先立ち、別添「照査業務事項」に基づく照査計画書を提出させるものとする。
- ③ 受託者は、照査技術者が別添「照査業務事項」に基づき行った照査結果を「照査報告書（照査技術者等の署名捺印）」としてとりまとめたものを提出すること。
- ④ 監督員が必要と認めた場合には、受託者は監督員等との協議に第三者照査者を立会させなければならない。

(12) その他事項

a. 設計業務一般事項

- ① 受注者は、公共の利益のために、より高度な知識と経験により、誠意をもって設計にあたらなければならない。
- ② 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷等した場合には、受注者の責任と費用負担によって修復するものとする。
- ③ 受注者は、常にコスト縮減を意識し、その業務にあたること。
- ④ 受注者は、設計にあたり施工業者または製造業者等から有償・無償を問わず一切の技術援助、その他利益又は助力を受けてはならない。但し、特別の事由により必要とする場合は、監督員と協議し承認を受けなければならない。
- ⑤ 受注者は、本特記仕様書及び設計概要書等に従って設計するものとし、各種条件設定、材料、工法、方法等を比較検討・精査し、過大な設計を行ってはならない。
- ⑥ 設計の各段階における重要事項決定に際して、組合内部で意思決定を行うための資料作成を行うこと。また、議会・住民に情報提供を行うための資料作成に協力すること。
- ⑦ 当該設計に係る事業が国等の実施する会計検査の対象となった場合において、設計技術的立場としての説明を求めることがある。また、同検査において設計に係る指摘、確認事項が示された場合においては、これに対応すること。
- ⑧ 受注者は、設計に必要な調査等にて、国有地・公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
- ⑨ 受注者は、関係官公庁、上水道、電力、ガス供給事業者、下水道監理者及び関係水利権者等との打合せを行い、関係諸法規・条例及び行政指導事項を遵守して設計すること。
- ⑩ 発注者及び関係各所、協力事務所等と協議した内容について、議事録を作成して提出すること。
- ⑪ 建築確認申請における「補正又は追加説明書を求める事項」等の各種是正対応を行い、設計図書に反映させること。

⑫ 別途発注の地質調査について、下記事項について検討し同調査報告書の内容の確認を行う。

・土質試験結果に基づく液状化の判定

液状化危険度の予測については、液状化の可能性（FL 値）、液状化による危険度（PL 値）、液状化の程度（Dcy 値）を総合的に判断して行う。

なお、液状化の具体的な計算については、「建築基礎構造設計指針」4.5 節 地盤の液状化 1. 液状化判定、[計算例 1] 4.5 節 液状化判定と動的水平変位及び残留沈下量及び「建築物の構造関係技術基準解説書」7.3.2(4)ウ) 表層地盤の液状化の可能性の確認による。

b. 設計業務注意事項等

- ① 敷地現況について、地積測量資料等を基に受注者により現況確認を行い、設計図書に反映させること。
- ② 契約図書に規定する成果物には、同等品としての参考記載を除き、特定の製品・製造所等を指定する記載をしてはならない。ただし、これに依り難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得ること。
- ③ 設計及び積算にあたり、製造業者等から参考見積を徴集する場合は、予め監督員の確認を受けなければならない。
- ④ 受注者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。
- ⑤ 受注者は、建築・電気・機械等の各設計や計算書、積算資料、その他説明書等の各々及び相互の整合を確認・精査し、誤謬・脱漏・不整合等の修正を行うための照査をしなければならない。なお、照査に用いた資料等は、監督員又は検査員の指示があった場合には速やかに提出し、必要に応じて照査の過程を説明しなければならない。
- ⑥ 照査完了後の設計数量に、著しい誤謬・脱漏が認められた場合には、監督員の指示により、全体の設計数量の正誤を再確認すること。
- ⑦ 当該設計により施工される工事等において設計に起因する不備（設計図書間不整合、設計数量及び単価の誤謬・脱漏、あきらかな協議・調整不足等による事項等）により設計変更や協議等の必要が生じた場合、管理技術者を中心としてこれに対応すること。なお、設計に起因する不備により建築確認における計画変更等の各種変更申請を要する場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ⑧ 受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書の作成・修正を行うものとする。
 - ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき
 - ・杭工事施工時における杭芯ずれに伴う設計変更が生じたとき
 - ・やむを得ない事由により、計画や仕様の軽微な変更が生じたとき

| | | | |
|--------------|-------|--|-------------|
| e. その他 | | | |
| f. 資料 | 各 1 部 | | A 3 または A 4 |
| ・ 各種技術資料 | 各 1 部 | | A 3 または A 4 |
| ・ 各記録書 | 各 1 部 | | CD-R |
| ・ 成果品 CD データ | | | |

(注)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中
に含めることができる。

：建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

：新築及び増築に係る工事費概算書の作成にあたっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」に基づくこと。

(2) 実施設計

| 成果物等 | 部数 | 製本形態 | 適用 |
|-------------|-------|------|-----|
| a. 建築（総合） | 各 1 部 | | A 3 |
| ・ 建築（総合）設計図 | | | |
| 建築物概要書 | | | |
| 仕様書 | | | |
| 仕上表 | | | |
| 面積表及び求積図 | | | |
| 敷地案内図 | | | |
| 現況図 | | | |
| 配置図 | | | |
| 平面図（各階） | | | |
| 断面図 | | | |
| 立面図（各面） | | | |
| 矩計図 | | | |
| 展開図 | | | |
| 天井伏図（各階） | | | |
| 平面詳細図 | | | |
| 部分詳細図（断面含む） | | | |
| 建具表 | 各 1 部 | | A 4 |
| 外構図 | | | |
| 総合仮設計画図 | | | |
| ・ 建築確認申請図書 | | | |

| | | | |
|--|--------------------|--|----------------|
| テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ・電気設備設計計画書 ・建築確認申請図書 | 各 1 部 各 1 部 | | A 4 A 4 |
| d. 機械設備 ・空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 し尿浄化槽設備図 | 各 1 部 各 1 部 | | A 3 A 3 |

| | | | |
|-------------------|-----|--|---------|
| 屋外設備図 | | | |
| ・空気調和設備設計計算書 | 各1部 | | A4 |
| ・給排水設備設計計画書 | 各1部 | | A4 |
| ・建築確認申請図書 | 各1部 | | A4 |
| e. 建築積算 | | | |
| ・建築工事積算数量算出書 | 各1部 | | A4 |
| ・建築工事積算数量調書 | 各1部 | | A4 |
| ・見積書等関係資料 | 各1部 | | A4 |
| f. 電気設備積算 | | | |
| ・電気設備工事積算数量算出書 | 各1部 | | A4 |
| ・電気設備工事積算数量調書 | 各1部 | | A4 |
| ・見積書等関係資料 | 各1部 | | A4 |
| g. 機械設備積算 | | | |
| ・機械設備工事積算数量算出書 | 各1部 | | A4 |
| ・機械設備工事積算数量調書 | 各1部 | | A4 |
| ・見積書等関係資料 | 各1部 | | A4 |
| h. その他 | | | |
| ・透視図 | 各1部 | | A3 |
| ・建築物エネルギー消費性能確保計画 | 各1部 | | A3またはA4 |
| ・概略工事工程表 | 各1部 | | A3またはA4 |
| i. 資料 | | | |
| ・各種技術資料 | 各1部 | | A3またはA4 |
| ・構造計算データ | 各1部 | | A4 |
| ・各記録書 | 各1部 | | A3またはA4 |

(注)：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中を含めることができる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品にあたっては、建築設計業務等電子納品要領及び官庁官繕事業に係る電子納品ガイドラインによる。

照査業務事項

| 設計種別 | 照査項目 | 照査対象 | 照査方法 | 報告時期 |
|------|-----------------|---|--|--------------------|
| 基本設計 | 設計条件の確認 | 各基本設計図書 | ・各計画に設計条件が的確に反映されていることを確認する。 | 基本設計の承認時 |
| | 概算工事費の確認 | 工事費概算書 | ・概算工事費の算定方法が適切であることを確認する。 | 基本設計の承認時 |
| | 法令適合の確認 | 関係法令チェックリスト | ・基本設計が対象法令に適合していることを確認する。 | 基本設計の承認時 |
| 実施設計 | 基本図の確認 | 配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等 | ・基本設計図書が適切に反映されていることを確認する。 | 基本図の承認時 |
| | 意匠図・構造図及び設備図の確認 | 建築(総合)図面 建築(構造)図面 電気設備図面 機械設備図面 工事区分表 | ・各図面間並びに部門間に不整合・誤謬・脱漏・重複等の不備のないことを確認する。 ・過大設計となっていないことを確認する。 ・当該工事と別途工事の区分が明確になっていることを確認する。 | 実施設計図面 成果品提出時 |
| | 構造計算の確認 | 建築(構造)図面 構造計算書 | ・構造図と構造計算書との間に不整合がないことを確認する。 | 建築確認申請図書 成果品提出時 |
| | 法令及び基準等への適合確認 | 法令チェック図 その他図面全般 | ・設計建築物が、建築基準法、消防法、省エネ法、その他当該設計建築物に係る各関係法令及び基準に適合していることを確認する。 | 建築確認申請図書 成果品提出時 |
| | 積算数量の確認 | 積算数量算出書 積算数量調書 | ・受託者が積算し作成した積算数量算出書及び積算数量調書が適正であることについて、第三者照査者が同じ積算を行なうことにより確認する。 | 積算資料 成果品提出時 |
| | 工事費積算の確認 | 工事費内訳書 見積等関係資料 単価資料 | ・発注者が示す積算のルールに則って積算されていることを確認する。 ・各図面の内容が適切に積算に反映されていることを確認する。 ・受託者が作成した工事費内訳書について、設計者が作成した単価及び刊行物単価の適切性を確認する。 ・工事費内訳書の記載数量と積算数量調書に不整合がないことを確認する。 ・徴集した見積書について、徴集業者、見積内容及び価格並びに見積査定の適切性を確認する。 ・過大積算になっていないことを確認する。 ・営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリストを用いて設計図書を確認する。 | 積算資料 成果品提出時 |
| 全般 | その他 | 上記の他、監督員が指示する設計図書 | ・監督員が指示する方法 | 監督員が指示する時期 |